

保育所保育指針の改定について（中間報告）（骨子案）

1. 改定の背景

- 子どもの生活環境や保護者の子育て環境が変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大している。
 - ・ 質の高い養護や教育の機能
 - ・ 保育所に入所する子どもの保護者や、地域の子ども・保護者に対する支援

2. 改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化する。
- 各保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化を図る。（現行の13章を7章に再編・整理する）
- 保育現場・保護者の理解が深まるよう、明解で分かりやすい表現を用いる。
- 指針と併せて、これを補足する解説（ガイドライン）を作成する。

3. 改定の内容

- 保育所の役割
 - ・ 保育所の役割について、「保育所保育指針」に明確に位置付けることが必要。併せて、入所する子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援など保護者に対する支援を行う役割を担っていることを明確化すべき。
 - ・ 保育士の業務を明確化するとともに、職員間の連携や地域との連携についても明示することが必要。
 - ・ 保育の内容に関する対外的な説明責任など、保育所の社会的責任を明確化すべき。
- 保育の内容、養護と教育の充実
 - ・ 保育所における保育は、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成することをその特性としている。このことについて共通理解を形成し、養護と教育の充実を図るため、その意味内容を明確化すべき。
 - ・ 保育の「ねらい」と「内容」については、保育の目標を達成するための具体的内容把握の視点として、養護と教育の両面から示すことが有効であるが、実際の保育においては、常に養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要。
 - ・ 「保育の内容」の大綱化を図る観点から、どの発達過程区分にも共通する基本的な事項を示すべき。
 - ・ 誕生から就学までの長期的視野と発達の連続性を踏まえた子どもの発達の道筋を示すことが必要。
 - ・ 子どもの健康・安全及び食育について、「保育所保育指針」に明確に位置付けるとともに、その取組の方針や具体的な活動の企画立案等の業務につき専門的職員が担当するなどして、健康・安全及び食育に配慮した保育が計画的に展開されるべき。

○ 小学校との連携

- ・ 子どもの生活や発達の一貫性を踏まえ、小学校教育への接続に向けた保育内容の工夫等が必要。
- ・ 子どもの育ちを支えるための資料が小学校に送付され、活用されることが必要。

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所は、その特性や保育士の専門性を生かし、保育所に入所している子どもの保護者や地域の子育て家庭を積極的に支援するという役割を果たしていくべき。
- ・ 保護者とともに子育てに関わるという視点が重要。
- ・ 子どもや保護者の意向を尊重し、保護者の養育力の向上及び子どもとのより良い親子関係の構築に結び付くような支援が行われることが求められる。

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育所は、保育の計画の作成及びそれに基づく実践を行うとともに、その保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めることが必要。
- ・ 自己評価等を踏まえ、研修や自己研鑽等を通じて、職員の資質向上及び職員集団の専門性の向上を図ることが必要。
- ・ 保育所の質の向上のため、施設長の責務を明確化することが必要。

4. 改定に伴う今後の検討課題

○ 「保育所保育指針」の趣旨・内容の保育現場等への伝達及び普及

- ・ 「保育所保育指針」が保育の関係者に十分理解され、保育現場において日常的に活用されるよう、保育所職員の研修の充実や行政機関に対する周知等が必要。また、同指針が保護者にも理解されるよう、広く社会への伝達・普及を図ることが必要。
- ・ 指定保育士養成施設における講義・演習内容等の見直しが必要。

○ 保育内容の充実に資するための制度改正

- ・ 保育の内容を規定する児童福祉施設最低基準第35条に、養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記することが必要。

○ 保育に従事する人材の確保と定着

- ・ 保育士等が将来にわたって働き続けられるよう、保育に従事する人材を安定的に確保し、その定着を促進することが必要。

○ 保育環境等の整備

- ・ 保育内容の充実、保健や安全の確保及び食育の推進等の観点から、必要な財源の確保や業務の効率化の推進とあわせ、保育環境の改善・充実のための方策について検討することが必要。
- ・ 保育所の職員の資質向上等の観点から、研修の内容や実施方法の改善、職員の研修への積極的参加、保育所外の人材の積極的活用が図られることが必要。

○ 保育の質の向上のためのプログラムの策定

- ・ 保育の内容の改善、これに伴う保育環境の整備や運営の合理化・効率化などの施策を一体的・計画的に推進するためのプログラムを策定することが必要。

第1章 総則

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
 - (1) 保育の目標
 - (2) 保育の方法
 - (3) 保育の環境
4. 保育所の社会的責任

第2章 子どもの発達

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程
 - (1) I期（おおむね6か月未満児）
 - (2) II期（おおむね6か月から1歳3か月）
 - (3) III期（おおむね1歳3か月から2歳児）
 - (4) IV期（おおむね2歳児）
 - (5) V期（おおむね3歳児）
 - (6) VI期（おおむね4歳児）
 - (7) VII期（おおむね5歳児）
 - (8) VIII期（おおむね6歳児）

第3章 保育の内容

1. 保育のねらい及び内容
 - (1) 養護に関わるねらい及び内容
 - ア 生命の保持に関わるねらい及び内容
 - イ 情緒の安定に関するねらい及び内容
 - (2) 教育に関するねらい及び内容
 - ア 健康 イ 人間関係 ウ 環境 エ 言葉 オ 表現
2. 保育の実施上の配慮事項
 - (1) 保育に関わる全般的な配慮事項
 - (2) 乳児保育に関わる配慮事項
 - (3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項
 - (4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項